

帝國議會
貴族院

民事訴訟法中改正法律案外十一件特別委員會議事速記録第四號

大正十五年三月五日(金曜日)午前十一時
二十五分開會

○委員長(子爵伊東祐弘君) ソレデハ是カラ特別委員會ヲ開キマス、今日ハ先月二十日デゴザイマシタカ、附託サレマシタ民事訴訟費用法中改正法律案外九件ノ特別委員會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ是等ノ諸案ヲ一括シテ御説明ヲ煩ハシタイト思ヒマス

○政府委員(本田恒之君) 民事訴訟法中改正法律案外九件ニ付キマシテハ、本會議ニ於テ司法大臣ヨリ大體説明ヲ致シマシタヤウニ、何レモ民事訴訟法ノ改正ニ伴ヒマスル所ノ修正、整理的ノ修正デアリマス、

之ニ關聯イタシマシテ、民事訴訟費用法中ニ二三現行法ノ不備ノアル所ヲ認メマシタノデ、之ヲ補足イタシタ次第デアリマス、

其補足イタシマシタル點ハ、第一條ニ於キマシテ、敗訴ノ當事者ノ負擔スベキ訴訟費用ハ権利ノ伸張又ハ防禦ニ必要デアタモノニ限ルト云フ趣旨ヲ明ニシマシタコトデアリマス、第三點ハ、證人鑑定人通事等ノ日當旅費止宿料等ニ付キマシテ、現行民事訴訟法中ニ其規定ガアリマシタガ、是等ノ事項ハ、本法即チ民事訴訟法中ニ之ヲ規定スルコトヲ適當ト認メマシテ、此規定ヲ設ケマシタ次第デアリマス、第三點ハ、當事者ノ豫納ニ係ラザル費用ヲ裁判所カ證人鑑定人等ニ支拂ヒマシタ場合ニ於ケル取立ノ手續ヲ新ニ規定イタシタ譯デアリマス、第

四點ハ、訴訟上ノ救助ノ場合ニ於ケル費用ノ取立ノ手續ヲ新ニ規定イタシマシタコトデゴザイマス、大體以上ハ本案ヲ提出イタ

シマシタ理由デゴザイマス

○委員長(子爵伊東祐弘君) 御質問ガアレバ一括シテ議題ニ供シマス

○渡邊暢君 此費用法中ノ第一條ニ「訴訟費用ハ權利ノ伸張又ハ防禦ニ必要ナル限度

ノ費用トシ」ト云フコトヲ加ヘラレタ意味ヲ申スノハ、不必要ノヤウニ考ヘマシタカラ、チヨット伺ヒタイノデアリマス

○政府委員(長島毅君) 是ハ御尤ナ御尋ニゴザイマシタガ、實ハ此趣旨ハ費用額確定

スカ

○政府委員(長島毅君) 是ハ御承知ノ通りデアリマス、從來ノ、費用ノ計算書ヲ出シマシタ其時ニ日當ガ多ク附キ過ギテ居ルトカ、ソレカラ印紙ノ過貼ト云フヤウナコトハ實際ハ調べマセヌケレドモ、日當ガ多ク附過ギテ居ルトカ、ソレカラ準備書面ヤ何カデ、辯論デ陳述モ何モシテ居ラヌ、確

定決定ノ際ニ、詰リソレヲ法文デ結局ハ明ニシタト云フ意味デアリマス

○渡邊暢君 サウスルト今度ノ新ラシイ訴訟法デ、九十條ニアル方ハ是ハ裁判所ト明カニ書イテアル、斯ウ云フ譯デアリマス

ト云フヤウナ判決ガアリマシタ場合ニ於キマシテモ、原告ガ印紙ヲ詰リ餘計貼リ過ギテ居タモノ、或ハ準備書面ヲ出シマシタケレドモ、ソレハ結局公判デハ其準備書面ヲ除イテ陳述ヲシテ居タト云フヤウナ、詰リ何ト申シマスカ、一見明瞭ナ訴訟費用ニハ這入ラヌヤウナモノ、或ハ計算ノ仕方カ

○政府委員(長島毅君) サウデゴザイマス

○志水小一郎君 是ハ小委員ニデモ付セラレバ免ニ角、サウ云フコトデゴザイマセヌケレバ、矢張リ政府委員カラ各案ニ付テ一應御説明ヲ伺フテ見タイノデアリマスガ、如何デアリマスカ

○政府委員(長島毅君) 此案ハ大體申シマスト、民事訴訟法ノ修正ニ伴シテ必然的

に來ルモノダケヲ改メテアリマスノデ、其

外ノ點ニハ觸レテ居ラナイノデアリマス、

是等ノ諸法モ追テ改正スベキ必要ノアル

モノモアルヤウデアリマスガ、ソレハ後日ニハ訴訟費用ト云フモノハ大體當事者カラ豫納ヲサセルノガ原則ニナシテ居リマスケレドモ、場合ニ依リマスト豫納ヲ命ジナイコトガアルノデアリマス、即チ今度ノ民事訴訟法案ニ於キマシテハ、職權ヲ以テ證據調査ヲスルコトガアルノデアリマス、或ハタマニハ當事者ニ豫納ヲ命ジナイデヤルヤウナコトガアリマス、サウ云フ際ニ於テ其國庫カラシテ出シマシタ所ノ費用ヲドウシテ

取立テルカト云フコトノ規定ヲ必要ト致シ

マシタカラ、其規定ヲ設ケマシタノデアリマス、十八條ノ如キハソレデアリマシテ、

○渡邊暢君 チヨット尙ホ續イテ伺ヒマス

○被告ノ負擔ト書イテアル時ニ、確定決定

ラ被

貴族院民事訴訟法中改正法律案外十一件特別委員會議事速記録第四號

出席者左ノ如シ

委員長

子爵伊東 祐弘君

副委員長

河村謙三郎君

委員

子爵森 俊成君
子爵板倉 勝憲君

水上長次郎君

渡邊 暢君

志水小一郎君

男爵池田 長康君

男爵渡邊 修二君

安立 綱之君

佐竹 三吾君

田村 新吉君

政府委員

司法政務次官 本田 恒之君

司法書記官 長島 敦君

説明員

司法書記官 森田豊次郎君

大正十五年三月五日印刷

大正十五年三月六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局